

災害時における施設の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とツネイシホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の避難（場）所及び他自治体から派遣される応援職員等の滞り場所（以下「避難所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲が、避難所等として利用できる施設は、次の表に掲げる乙が管理する施設とする。

	施設名称	所在地
1	ツネイシホールディングス株式会社 ツネイシしまなみビレッジセンターハウス	福山市沼隈町中山南26番地1 約6,145㎡

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所等の施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請する。避難所等の使用を終了するときも同様とする。

2 前項において、甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1）住民の避難（場）所
- （2）他自治体から派遣される応援職員等の滞り場所

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難所等を提供するものとする。この場合、避難所等の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は乙と協力して対応するものとする。

（使用不可の通知）

第5条 乙は、施設が何らかの事情により避難所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所等の管理運営に関する経費を負担するものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難所等としての利用を終了する際は、その施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年(平成31年) 3月28日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 福山市沼隈町常石1083番地
ツネイシホールディングス株式会社
代表取締役社長 神 原 宏 達